

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、引田土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和3年6月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	三谷 正一	東かがわ市坂元199番地	令和2年7月9日
〃	久保 博	〃 馬宿287番地	〃
〃	丸山 博	〃 南野308番地	〃
〃	片山 智	〃 〃 710番地2	〃
〃	三谷 英機	〃 黒羽甲1014番地	〃
〃	岡 照雄	〃 川股180番地2	〃
〃	定廣 一司	〃 〃 218番地	〃
〃	長町 曙	〃 吉田220番地	〃
〃	大字 祥仁	〃 〃 613番地	〃
〃	鏡原 照子	〃 引田2107番地	〃
〃	六車 眞善	〃 〃 1233番地	〃
〃	飛谷 卓	〃 〃 1009番地4	〃
〃	田中 辰男	〃 〃 1488番地31	〃
〃	遠藤 正俊	〃 〃 3507番地	〃
〃	梅川 薫	〃 〃 2853番地	〃
〃	細川 正徳	〃 小海2493番地	〃
〃	工藤 勉	〃 〃 1543番地	〃
〃	三谷 勝	〃 〃 41番地	〃
〃	佐藤 守	〃 〃 1126番地	〃
〃	六車 豊員	〃 〃 2183番地	〃
監 事	川西 照男	〃 黒羽甲353番地1	〃
〃	佐藤 元治	〃 引田3143番地	〃
〃	水田 良夫	〃 小海1554番地	〃

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	坂東 照司	東かがわ市坂元276番地	令和2年7月10日
〃	久保 博	〃 馬宿287番地	〃
〃	丸山 博	〃 南野308番地	〃
〃	片山 智	〃 〃 710番地2	〃
〃	三谷 英機	〃 黒羽甲1014番地	〃
〃	岡 照雄	〃 川股180番地2	〃
〃	丸山 嗣夫	〃 〃 1197番地1	〃

理事	岡本 信秋	東かがわ市吉田123番地	令和2年7月10日
〃	大字 祥仁	〃 〃 613番地	〃
〃	六車 眞善	〃 引田1233番地	〃
〃	飛谷 卓	〃 〃 1009番地4	〃
〃	田中 俊広	〃 〃 1533番地	〃
〃	遠藤 正俊	〃 〃 3507番地	〃
〃	長池 武	〃 〃 3797番地	〃
〃	久保 繁春	〃 小海3084番地	〃
〃	日野村 弘行	〃 〃 1886番地2	〃
〃	三谷 勝	〃 〃 41番地	〃
〃	佐藤 守	〃 〃 1126番地	〃
〃	六車 豊員	〃 〃 2183番地	〃
監事	熊本 浩之	〃 引田61番地8	〃
〃	佐藤 元治	〃 〃 3143番地	〃
〃	水田 良夫	〃 小海1554番地	〃